環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
26	B 地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本来では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業（受託者：福島県猟友会）を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請書合計202人（申請件数232件）、申請手数料等の費用負担867,568円（2,400円/件＋手数料）が生じた。 【支障事例】 受託者（捕獲従事者）から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものと考える。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理法第7条 鳥獣の保護及び管理法施行令第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県		北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量または無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請手の負担が大きくなっている。 また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。4月から5月はニホンジカが出産期で、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業開に努めていが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 〇【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、該許可申請は個々の捕獲従事者（本県では350人程度）が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が不要となっている。 このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。	○火薬類取締法において、火薬類の譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうとするものである。 ○従って、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。無許可譲受については、例外として、譲受の目的が明らかで公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと判断できる場合について、数量制限等を設けた上で認めているものである。 ○指定管理鳥獣捕獲等事業は、著しく増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数の火薬類（実包）を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類（実包）をどの程度の量、どの程度の期間において消費するのか等の実態を明らかにされたい。また、当該事業で消費する火薬類（実包）の譲受が許可制であることによって、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されたい。 ○なお、当該事業を実施するために必要な実包について、火薬類取締法に基づく譲受許可手続を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。
35	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。 千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の林縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6カ月に満たない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまう。 計画策定の長となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。 ※定められた手続き（平成27年度　千葉県実績） ①生息状況調査（約1カ月）②前年度の評価・次期計画案策定（約1カ月）③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取（約2週間）④専門家への意見聴取（約2週間）⑤国への協議（約1カ月）⑥国への協議（約1カ月） ※指定管理鳥獣とは：イノシシ、ニホンジカ（環境省指定）	捕獲事業の実施期間を長期間確保することができるようになり、通年での追い込みにより捕獲事業の効果が高まるため、指定管理鳥獣の捕獲が促進され、農業被害の低減が期待できる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針IV第二3	環境省	千葉県		北海道、いわき市、静岡県	○ニホンジカの個体数を効果的に減らしていくためには、出産前の4～5月に、メスジカを捕獲することが有効であり、現状では、3月上旬までには捕獲を終了する必要がある。 また、年度当初も、迅速な契約手続きに努めているが、従事者証の発効等の事務や火薬類譲受許可等の手続きに時間を要するため、年度当初からの捕獲が実施できない状況である。 事業実施期間が、複数年で設定することができれば、個体数削減に有効な3月～5月に捕獲実施が可能となり、効率的な個体数削減が期待できる。 ○実施計画策定に必要な調査に時間を要し、また策定後も契約手続き、捕獲準備（入林手続き等）にも時間を要し、実質的な捕獲期間が限られることについては提案団体と同様である。 加えて、これまで捕獲実績がない鳥獣保護区などで捕獲を実施する場合は、初年度の成果の検証を踏まえ次年度に対策を講じるなど、同一箇所で複数年実施することがより効果的な捕獲を行える可能性が大きい。 捕獲事業の実施期間の複保及び複数年実施する場合の事務手続きの簡略化からも実施期間を複数年で認められることが望まれる。	○「原則として」と付しているとおり、複数年の計画策定を妨げるものではない。 ○ただし、複数年の計画策定の場合であっても、年度毎の事業評価とそれに基づく次年度事業の改善を図るとともに、交付金交付要綱等に則った単年度の事業報告書等が必要となることから、これらを踏まえてPDCAサイクルにより毎年度の成果や反省点を考慮して適切かつ効結を推進することが必要と考えている。 ○なお、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。
36	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが（実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要）、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない（細部の変更を除くとされている。）。 なお、実施計画は技術的助言（環境省通知）に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けていない。 計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き（平成27年度　千葉県実績） ①生息状況調査（約1カ月）②前年度の評価・次期計画案策定（約1カ月）③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取（約2週間）④専門家への意見聴取（約2週間）⑤国への協議（約1カ月） ※①②は国の基本指針に基づくもの。 ③は鳥獣保護管理法第14条の2第4項に基づくもの。	事務手続を迅速化・簡素化することにより、効果的な捕獲事業を実施するために要する捕獲期間を長期多く確保することが可能となり、指定管理鳥獣の捕獲が促進される。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6（2）イ及びウ	環境省	千葉県		北海道、いわき市、熊本県	－	○ご指摘のとおり、計画策定に要する期間の長期化は、事業の効率化等の阻害にもつながることから、手続きの迅速化を図る必要がある。 ○その一方で、財務省予算執行調査においても、国が設定するニホンジカやイノシシの半減目標と都道府県が設定する捕獲目標等について整合的な関係となるよう、きめ細かく対応する必要があるとの指摘を受けており、一定の国の関与が引き続き必要などころである。 ○こうした状況を踏まえ、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。
166	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区（以下、保護区という。）内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等（法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。）また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等にあっては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており（平成26年度は4億3,000万円）、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めて欲しい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲等ができるようになることで、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、増加するこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑止する効果が期待される。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	岐阜県		静岡県、兵庫県、五島市	○本県においてもイノシシ・シカ等の被害が多く、「狩猟鳥獣（シカ・イノシシ等の有害鳥獣を除く）捕獲禁止区域」としての指定を行う場合がある。 しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の同意が得られない場合の例外的措置であり、十分な防除対策・有害捕獲を既に実施していることなど指定のハードルが高く、指定は数カ所にとどまっている。 通常の鳥獣保護区を更新する場合も含め、有害鳥獣による農林水産被害が多い区域において、区域の指定に係る利害関係者の同意を得ることは非常に困難であり、有害鳥獣まで保護する現在の鳥獣保護区制度が、現状に適合しないという発見も多い。 ○近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定鳥類禁止区域への変更を求める声が市町から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺での農林業被害が深刻であることに起因している。鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内市町では、規模相当制度の適正執行を図るため、狩猟期中の有害捕獲許可を極達する傾向があり、狩猟期において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲班を除いてほとんど行われていないのが現状である。	○鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲（許可捕獲）や、集中的に捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業等）の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。 ○許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、狩猟期間内外に関わらず、通年、必要な捕獲を、必要な人数に認めることが可能。狩猟期間中に、鳥獣保護区で捕獲を希望している方々に対し、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えればよいのではないか。仮に、捕獲許可の運用が厳しいことにより捕獲従事者が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直すべきではないか。 （参考）例えば、法令上は、許可捕獲に従事しうる方について制限はない（県外の方も許可を取得することが可能）ところ、岐阜県の第11次鳥獣保護事業計画書第四4（4）②③に規定する被害防止を目的とした捕獲の許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の「狩猟者登録」又は「有害鳥獣の捕獲の実績」を課しているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方と比べて許可対象者をより限定的にする条件が見られ、県による捕獲許可の運用によって、許可捕獲の従事者が限定されている可能性がある。 ○なお、提案においては、平成26年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況や制度評価等が加味されていない。法改正の趣旨も踏まえ、鳥獣の管理を推進するため、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決と考える。 ○また、狩猟を認めることが適当であって、鳥獣保護区により鳥獣の保護を図る必要がないと判断された場合、又はそのような区域については、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区を解除することが可能。県指定の鳥獣保護区の指定・解除については、都道府県の自治事務であるところ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県において適切に判断されたい。 ○仮に、提案通り、特例的に鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と異なり、狩猟者の行動を把握・制御することは不可能となり、鳥獣保護区内で営業する鳥類の営業放業につながる等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念がある。また、合法的な捕獲行為なのか、指定された鳥獣だけを狩猟して捕獲しているか、といった確認が困難となり、実態上、適切な鳥獣保護区の管理ができなくなるおそれもある。これらのことから、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図るという鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものと考える。 以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。

環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	補足資料	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容
26	B 地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	【公共の安全の維持に関する支障について】 ・本県の実態として、火薬類取締法に基づく実包の譲受で既に許可不要として指置されている有害鳥獣の許可捕獲を実施している者（各市町村の有害鳥獣捕獲活動従事者）と、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者は同一（福島県猟友会の者）であり、実包の管理を含めた適切な取り扱いについて十分な実績がある。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者における実包の使用実態としては、平成27年9月から平成28年7月までの消費が一人あたり平均13発（抽出調査結果）であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可猟銃1発当たり300発に比べても少量である。 ・これらを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における実包の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。 【火薬類（実包）の譲受が許可制であることによる具体的な支障案件】 ・同一人が同じ有害鳥獣の捕獲を行うため実包を譲り受けるにもかかわらず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の手続をとらなければならないだけでなく、実包の管理を煩雑にしている。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を避ける者もいる。 ・このように、手続面及び実包の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣の捕獲実績が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。 本県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応いただきたい。 なお、それでも対応が困難とする場合には、国においても、指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態に係る全国調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただいた上で、対応の方向性を検討いただきたい。	有	【千葉県】 本県における昨年度に行なわれる指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請各数=2人、購入数=10発または20発、保管場所=自宅の鉄弾ロッカー、使用数=4発（止め刺しで使用。捕獲従事者に危険が及ぶと判断した場合に限り、銃による止め刺しで使用している。）、不要となった銃弾=射撃等で処理済み。 責任は「指定管理鳥獣捕獲等事業は、相当数の火薬類を消費する」との見解であるが、当県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたって、当該鳥獣の生息域の外縁部つまり生息数の少ない地域で実施することにより、相当数の弾丸を購入することは、想定せず、責任の見解とは異なるものである。 ただし、火薬取締法において、許可申請時にその目的等を確認し、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうとする趣旨について何ら反論するところではないため、数量制限等を設けた上で認めていただきたい。 【静岡県】 静岡県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況 ○実施期間 10ヶ月2ヶ年度実績) ○従事者の火薬類（実包）の消費量試算 1,569頭の鹿捕獲(H27実績)×2（2発に1回命中と仮定）=3,138個 ○実施に際しての支障 ・従事者全員が申請手続のため警察署に行く必要があり、1人当たり手続きに約20分を要する(H28実績：関係取り) 全体での所要時間:鹿捕獲従事者600人×20分=12,000分=200時間 ⇒ 1日8時間換算で25日を要する。 （実際には警察署までの往復の所要時間、手続きのために他のことができない半日程度の時間が別途必要となる。） ・対応する警察職員との日程を調整の時間を加えると、シカが出産する前の個体数管理と重要な春期の捕獲が、火薬類の譲受許可手続が必要ない場合と比較し、約3週間間始に遅れが生じ、事業の円滑な実施に支障が出ている(H28実績を関き取り)。 これらのことから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための譲受許可を不要とすることを要望する。 【山口県】 指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が委託して実施する公共事業であり、実施者は安全管理体制や捕獲従事者等の技能及び知識が法定の基準に適合する都道府県知事から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者等に限られている。 このため、無許可で火薬及び実包を譲り受けができる有害鳥獣捕獲許可による捕獲や登録狩猟に比べて、目的がより明確で公共性が強く、安全性も高いと考えられる。 また、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業は、ニホンジカの捕獲を狩猟期間に実施しているが、捕獲従事者は、ニホンジカ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、登録狩猟も行っている。 狩猟期間に捕獲従事者が使用するN火薬及び実包の数量は、指定管理鳥獣捕獲等事業と登録狩猟を併せても、登録狩猟により無許可で譲り受けできる数量(無煙火薬又は高色鉛用火薬の合計600g以下、銃用雷管又は実包30個以下（ライフル銃の場合50個以下）)の範囲内所である。 指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する火薬及び実包について許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び実包は、当該事業には使用できないため、捕獲従事者は、本来、登録狩猟に係る火薬及び実包で実施できるにもかかわらず、許可申請を行っている。 許可申請に当たっては、1件当たり2,400円の申請手数料に加え、許可申請及び許可書の交付の受理をするため、平日に2度公安委員会に行く必要があり、通常別に仕事を行っている捕獲従事者にとって業務を休む必要があり、負担となっている。 なお、本県では、有害鳥獣捕獲許可も、個別許可ではなく、一定期間において包括的に捕獲許可を行って おり、指定管理鳥獣捕獲等事業を有害鳥獣捕獲許可による捕獲の期間に実施しても同様な状況となる。 ※狩猟用意の多い捕獲従事者でもN火薬400g、実包200個程度である。 【徳島県】 ○譲受許可手続に係る費用については、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しないものの、本県においても、事業実施前の短期間に、200名程度の捕獲従事者が一斉に手続きを行うこととなるため、手続に日数を要し、適正な時期に効果的な捕獲が実施できないなど、事業実施に支障が出ている。 ○狩猟、有害鳥獣の許可捕獲に用いる実包の譲受は、都道府県公安委員会の許可が不要となっており、当該事業についても、譲受の目的が明らかであり、数量制限等を設けた上で許可不要とした支障はないと考えられる。		【全国知事会】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の許可については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、手続きにかかる費用については、所管省からの回答が「従来者による費用負担は発生しない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○火薬類取締法において、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。 指定管理鳥獣捕獲等事業は、既存の鳥獣法第55条に基づく狩猟者登録を受けた者又は鳥獣法第9条に基づく許可を受けた者がその従事者になることが想定され、これらの者の実包等の保有量が増加することも想定されるため、無許可譲り受けを認めることについては、慎重な検討が必要である。 一方、提案県は、危険物を管理するために必要な措置を、手間と費用がかかると言う理由で簡略を要望しているが、以下の点で、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に当該許可制度が影響を与えているとは考えられない。したがって、提案を受け入れることは困難である。 ○譲受許可手続きについて 当該事業は、都道府県の委託事業であり、当該許可に必要な従事者による費用負担は発生しない。 なお、火薬類の譲り受け許可に必要な手続きについては、標準処理期間である3日以内には交付されるものと承知しており、一概に手間がかかるものとは認められないと考える。 ○実包の管理について 現在、無許可での実包の譲り受けを認めている有害鳥獣捕獲(鳥獣法第9条)、狩猟(鳥獣法第55条)については、鳥獣法における別の制度であるため、火薬類取締法でもそれぞれの制度の目的で譲り受けた実包は、それぞれの目的に用いるよう別々に管理されているものと認識している。そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業についても鳥獣法における別の制度であるため、これまで無許可で譲り受けていた実包と同様、それぞれの目的に応じて別々の管理が必要。 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業については、都道府県から委託される事業であり、実包の管理、事業終了時の残火薬の措置も含む必要な費用が計上されていると考えられ、提案面においても公費で取得した実包を個人で取得した実包を混同して取り扱わないよう指導をしているのではないか。 ○従事者について 提案県の意見では、実包の譲受け許可制度があるが故に、当該事業に必要な従事者が集まりにくいとのことであるが、提案県の昨年度の実績では、事業実施のための譲受け許可申請者が合計362人確保されており、人数は十分確保されていると考えられる。	6【環境省】 (1)火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：警察庁及び経済産業省)
35	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	○本規実は、地域の実情に応じて実施期間の複数年化も認められるよう要件の緩和を求めるものである。 ○一次回答では、現行制度において複数年化が可能であるとの見解が示されたが、基本指針において「原則として1年以内」とされているものの、「原則」の文言解釈について特段の定めがないなど、どのような場合に認められるのか明確になっていない。 ○ついては、地域の実情に応じて臨機応変に計画の複数年化が可能である旨、通知の発出などにより広く明確に周知していただきたい。 ○なお、交付金を利用する場合は、複数年計画であっても年度ごとに事業評価が必要とのことだが、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針IV第二3」で実施期間の考え方として年度を超えることも想定されており、同指針IV第六では評価時期は実施計画の期間が終了したときとされていることから、指定管理鳥獣捕獲等事業終了後の評価で足りるものと考える。		【静岡県】 ○複数年の実施計画が認められる具体的なケースについて例示願いたい。 ○また、複数年の実施計画が認められた場合には、交付金の内示等も同様に複数年で示されれば、空白期間の短縮につながると考える。 ○なお、複数年の実施計画が認められた場合の事業評価については、出産期前の4～5月に捕獲を可能とするため、計画期間中では前年度の状況を踏まえた中間評価とし、期間終了後に総合的な評価を行うサイクルとすることが必要である。		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○平成28年8月30日付けで中央環境審議会から答申された鳥獣法に基づく基本指針では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画について、「年度をまたぐことや、1年を超えることも想定されると明記されており、年度初めの春先の捕獲についても対応できるように明確化したところである。今後、通知において「年度をまたぐことや、1年を超えること」が可能な旨、明記して、より具体的に記述するものとする。併せて、事業評価の提出方法についても検討を行う。 ○また、交付金の複数年内示等については、当該交付金が単年度の予算措置であり、年度によって予算額が変動する可能性があること、また、予算会計年度も単年度であるため、複数年の内示等は難しいことをご理解願う。	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ⅱ)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。
36	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	○国が設定するニホンジカやイノシシの半減目標と県が作成する実施計画との整合性をとる必要があることは、理解できる。 ○しかしながら、県では、国が定める基本指針に則して、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定し、その目的を達成するため指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定していることから、国の目標との整合性は確保されていると考えられ、実際、協議においても修正等の指摘はこれまで受けていない。 ○さらに、実施要綱6(1)の規定に基づき事業計画書を提出する際に、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方」の欄があり、事業計画の承認時点で、国の目標との整合性については確認できるのであって、指摘のあった懸念については解消されるものと考える。 ○また、交付金を活用しないで実施計画を策定し、捕獲のみ交付金を活用する場合の実施計画は、実施要綱6(2)アの規定により提出のみ(協議不要)とされている。 以上の点から、実施計画の協議は不要であると考えられるため、引き続き検討願いたい。		－		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○交付金を使用した場合の実施計画については、捕獲を迅速に実施する観点から協議を不要とし、報告を求める方向で検討する。なお、検討に当たっては、環境省としても事業評価の結果等を踏まえ、捕獲目標が適切であったかどうか、また、目標を達成できたかどうかを評価し、目標が適切でない場合や目標を達成できなかった場合の都道府県の実施計画への対応についても併せて検討したい。また、都道府県の事業評価結果等については、環境省において公表を検討する。 ○ただし、実施地域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合は環境省との協議が必要である等、法令に基づく環境省への必要な手続きについては確実に実施していただきたい。	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ⅱ)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。
166	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	○本県では、県下全域において許可捕獲により、ニホンジカ4,965頭、イノシシ6,791頭を捕獲（平成27年度実績）している。また、平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、ニホンジカの5頭を捕獲している。しかしながら、鳥獣保護区を含む県内の森林では、ニホンジカの摂食による生態系被害が食い止められていない。 ○許可捕獲等の従事者は猟友会員が中心で、集落周辺の農作物被害防止のための有害鳥獣の捕獲が優先されるため、森林被害の対策まで十分に行えていない。捕獲の担い手を県内又は全国からいかに掘り起し、集めるかが課題である。鳥獣保護区においてニホンジカ等の狩猟を可能とすることで、猟友会に属さない個人の狩猟者を引き込み、許可捕獲等に関らない自由な捕獲を促していきたいと考えている。 ○本来、鳥獣保護区は、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図ることを目的に指定している区域であり、鳥獣被害をもたらす特定の鳥獣が生息していることのみをもって、その指定を解除することは考えていない。鳥獣保護区を維持しつつ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県の判断により特定の鳥獣に限って狩猟捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的であると考えている。 ○鳥獣保護区における狩猟の特例においては、対象区域の選別、対象鳥獣の限定、猟法の限定等といった運用をすることにより、営業放業等といった支障を防ぐことが可能であると考えている。 ○狩猟における捕獲行為は、法第66条に基づく報告等を求めることにより、狩猟者の行動の把握に努めているところ。また、違法な捕獲行為については刑事罰等による抑制が働いている。 （見解の詳細は補足資料に記載）	有	【静岡県】 鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、市町によっては、違法捕獲と誤認されるのを防ぐため、狩猟期間中の有害捕獲許可を控える傾向がある。そのため、たとえ有害鳥獣が増加していても、狩猟期においては十分に鳥獣保護区内での捕獲を行えないのが現状である。 現場においては、農家の高齢化に伴い防除対策の担い手の確保が困難となっており、関係者からは、民家付近に有害鳥獣が出没することから鳥獣保護区制度そのものを否定する声も上がっている。 鳥獣保護区の解除を1区域でも実施してしまうと、その周辺や他の区域についても解除を強く求められる可能性があり、多くの鳥獣保護区が撤廃されるような状況に陥りかねない。現状、鳥獣保護区の拡大や新規の要望がほとんどなく、今後、減少が見込まれる中、鳥獣保護区制度を維持していくためには、規制の緩和、新たなカテゴリーの設置などが必要ではないかと考える。		【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○以下の点に鑑み、提案の特例制度を創設すべきではないか。 ①提案団体は、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用などと並行して提案の特例制度を導入することで、鳥獣の保護は維持しつつ、土日を中心に活動している狩猟者を保護区内のシカ・イノシシの捕獲に可能な限り動員したいという意向であり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要である。 ②狩猟であっても、法に基づく狩猟者登録(55条)や報告義務(66条)のほか、「シカ・イノシシ出猟カレンダー」などの取組により狩猟者の行動の把握は可能であり、また、提案の特例制度については、必要に応じて特例を解除して狩猟者の行動を制限することも可能であるため、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して鳥類の営巣放棄等の懸念に大きな違いはない。 ③昭和38年に禁猟区が鳥獣保護区に移行し、平成26年には法律名及び目的規定に新たに管理という概念が加わった経緯があり、また、シカ・イノシシによる植生の衰退などにより、本来重たすべき鳥獣の保護にも支障を及ぼしている状況を踏まえれば、提案の特例制度の創設は法の目的に沿っており、鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものではない。	○下記①～⑤のことから、提案の内容は受け入れられず、提案のような特例制度以外の、1次回答で回答した方法や下記②でお示しした方法のいずれかで対応する必要があると考える。 ①鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。 法的な規制としても、鳥獣保護区は実質的に「狩猟行為」のみを規制している区域であり、そのことにより制度の趣旨を担保していることから考えれば、一定の条件下であったとしても、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、鳥獣保護区制度を骨抜きにするものである。 ②一方で、提案のような区域・方法・期間を限定してニホンジカ・イノシシ等特定の鳥獣の狩猟を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第12条2項に基づく「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」や、法第14条第1項に基づく「特例休猟区」により実現可能である。よって、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、既存の制度とも重複し、制度全体を複雑にする。 ③また、①のような鳥獣保護区制度の趣旨・成り立ちから、鳥獣保護区において狩猟を禁止する制度上・社会上の要請は高く、自然保護や環境保全の観点から、「規制の骨抜き」などと厳しい指摘を受ける可能性が高い。 ④さらに、これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において何らの調整もなく狩猟行為を認めることは、事故の増加（狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など）のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。 ⑤加えて、狩猟期間中に、狩猟可能な区域で指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する場合は、事故等を避けるため、あらかじめ捕獲を行う時期や区域について、当該区域に入猟する狩猟者等と調整を図る必要がある。この点、調整の結果、鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が制限される可能性が高く、逆に、十分な捕獲が進まず、鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な管理が円滑に進まなくなるおそれがある。 ※全文は別紙参照	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ⅰ)一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。

環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）> 団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。 フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。 しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることもあり、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積していろいろな強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号） 第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県		宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、広島県、徳島県、長崎県	○国家認体と同様の支障が生じており、特に、政令市を対象とする地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等（管理者に係るものに限る）が行えていない。 また、政令市単内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施等への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の権限が移譲されるのを待っていることがよっている。 ○本県には、政令指定都市が1市、特例市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されているが、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。 3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。 ○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。 フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。 中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。 機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。他方、充填回収業者の無害を踏まれた、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。 但し、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものと考える。
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合（施行委任事業）の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。（1,000万円以上が対象。） 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づき調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。（県の低入札価格調査制度でも契約までに1～2か月程度要している。） 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担がさまざまいる。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表（事前漏洩による不正防止）や最低制限価格の設定（ダンピングの防止）が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令第85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて（改正平成27年10月1日環境会発1510014号）	総務省、財務省、環境省	島根県、中国地方知事会		岐阜県	○【支障事例】 本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。 しかし、国直轄（施行委任）事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっており、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。 平成25～27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。 また、県の入札制度に約一ヶ月遅れた場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。 ○【支障事例】 本県では請負入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。 施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいて調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。（県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加で要する。）事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県一事業者とも負担をさいる。 また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。	会計法（昭和22年法律第35号）第48条第1項、第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第140条に基づき、本提案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員（以下、都道府県知事等）が国の会計事務を行うことができるとされ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定された第1号法定受託事務に位置づけられている。 地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部あると示知しているが、都道府県知事等におかれては、国の会計事務を法令に則り、適切に行われたい。
168	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特例基準の策定権限を都道府県知事に移譲するとともに、同特例基準に基づく許可行為の事務権限を移譲すること	【現状】 自然公園法の特別地域内で、工作物を新築し、改築し、又は増築する場合の許可にあたって、建ぺい率や容積率が厳しく制限されている。 【支障事例】 今年で国立公園編入60周年を迎える瀬戸内海国立公園穴甲地域は、関西圏内の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、乱立する保養所や研修施設等が相次いで閉鎖している。 （平成6年には226件、平成15年には135件の企業保養所等が営業していたが、現在、営業中は70件であり、10年単位で半減している） また、閉鎖施設81件の管理状況は、外観上、引き続き利用できると思われるものが15件（18.5%）で、残りの66件（81.5%）は、荒廃が進み、利用できない状況にあるが、自然公園法の規制が地域の実情に合っておらず、国立公園内の老朽化している建築物の建替や売却が進んでいない。 国立公園の管理は国が実施することとなっているが、このような状態が続けば、景観の悪化や環境破壊に繋がりかねず、治安の悪化の恐れもある。 なお、当地域では、国立公園としての要かく自然環境、魅力を維持しつつ、閉鎖や休館が進んでいる保養所等の遊休施設の新たな利活用をはかり、山上の眺わいを取り戻すため、兵庫県と神戸市が合同で、関連事業者、住民、有識者等の参画を得て「六甲山土地利活用プロジェクトチーム」を本年5月に発足したところであり、今後の対策の一環として今回提案するものである。	現地に精通した知事が、県環境審議会等の意見を聴いた上で特例基準を定め運用することにより、地域の実情を踏まえた国立公園の環境保全や利活用が促進される。	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	環境省	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県		–	–	○国立公園は、自然公園法の体系の中にあって、我が国の自然を代表する保出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。 ○上記の目的を達するとは、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 ○自然公園法施行規則第11条第36項における許可基準の特例制度は、国が一義的に保護管理の責任を負う国立公園においては、環境大臣が、自然的、社会経済的条件から判断して規則第11条各項に規定する許可基準の全部又は一部を適用することが適当でないと認める場合に自らが指定した特別地域のその指定の趣旨も勘案しつつ、極めて限定的に、全国的見地から、当該許可基準の特例を設ける地域及び当該特例の内容を定めるべきものである。 ○開発推進の役割や権限を持っている地方自治体に許可基準の特例を定める権限及び許可権限を移譲することは、国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保することが実体上出来なくなることとなり、国立公園は国が保護するという国際標準から大きく逸脱することとなってしまう。 ○以上より、本提案については受け入れられない。
169	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	【現状】 「都道府県知事は、国定公園の特別地域内において、工作物の高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。 【支障事例】 兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円（H27年度、全国5位）となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。 しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間（申請受理から回答まで）が2～3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。 さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。	環境大臣との協議を廃止することで、国定公園の管理責任を持つ都道府県知事による許認可を迅速に行うことができ、地域の実情を踏まえた国定公園の適正な環境保全のための対策に資する。	自然公園法第20条第5項、第69条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	環境省	兵庫県、温賀県、京都府、鳥取県、徳島県		–	–	○提案のあった、国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議については、「公園指定の意義を失わせかねない弊害に大規模な行為については、当該国定公園を指定し、公園計画を立案した環境大臣に協議をすべき」との趣旨により、平成13年に設けられた規定である。 ○協議対象とならない為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべきであるところ、ご提示のあった支障事例にある鳥獣害対策に係る防護柵の設置等のような「公園指定の意義を失わせかねない弊害に大規模な行為」とは言えない行為までも、法令の規定上の要件に合致する場合、協議対象となってしまう実態があるため、そのような行為については、規定を精査し、協議を不要とする方向性で法令等の改正作業を進めたい。 ○一方、それ以外の行為については、提案団体が求めている提案の内容が必ずしも明らかでない状況である。よって、今後、提案の趣旨を内閣府を通じて精査したうえで、当該提案への対応の可否を検討してまいりたい。
112	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」の範囲の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することにより、同項の「廃棄物」の範囲を明確化すること。	放射性物質のうち一定の量や濃度を超えるものについては、放射線障害防止法等の関係法令により、そもそもの取扱いが明確であり、関係法令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確でない。 廃掃法において、廃棄物とは「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とされており、環境省の見解によれば、低レベルの放射性物質であっても除かれるとされている。 一方、原子力規制庁に確認したところ、関係法令で規制されない低レベル放射性物質の取扱いについては曖昧さがあることから。 したがって、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質を廃棄しようとしても、関係法令では規制されず、かといって廃棄物として処理することもできないことから、市民からの処理方法に関する問合せに適切な助言ができず、苦情が寄せられている。また、ごみとして排出された場合、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない。	関係法令で規制される放射性汚染物であっても、原子力規制委員会の確認を受けることで、廃掃法上の放射性汚染物でないものとして取り扱うことができる規定が存在することから、関係法令で規制されないレベルの放射性物質は、そのまま廃棄物として処理しても環境衛生上の支障はないと考えられる。 廃掃法第2条第1項の「放射性物質」を「関係法令によって規制される放射性物質」と特定することで、市はそれに該当しない低レベル放射性物質を廃棄物として処理できるようになるとともに、市民に適切な処理方法を周知することができ、結果として、市民の利便性が向上するとともに、問合せに対する適切な助言や保管に伴う行政コストの解消に資する。	廃掃法第2条第1項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第3項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第3項	環境省	松山市	別添資料あり ①提案の詳細 ②関係法令		○本市においても、提案団体同様、ラドン温泉器がごみとして排出され、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない状況にある。（3件事例有り） ○平成28年1月、市内において、放射性物質の発見され、処分先・処分方法等について高名とおいて国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり法の対象外ですは放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。 投棄現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動も出来ないまま現地で保管せざるを得ない。 其日本大震災の放射能問題による住民感情もあり、市有施設等への移設も出来ない状況である。 平期に環境法等の法整備を行い、適正に処分出来るようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。 ○当自治体においても同様の事例があり、放射性物質を含む不要物について、廃棄物処理法上の廃棄物として取扱うべき状態にある。 保管が長期になれば、自治体の負担も大きくなるとから、当該不要物を廃棄物処理法の枠内で処理することができるよう規制の緩和をお求める。	○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を対象とする地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等（管理者に係るものに限る）が行えていない。 また、政令市単内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施等への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の権限が移譲されるのを待っていることがよっている。他方、充填回収業者の無害を踏まれた、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。 但し、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものと考える。
132	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分まで責任を負っている。 また、排出事業者（産業廃棄物管理票交付者）は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書（約2,600件）を集計し、環境省に報告している。 【具体的支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用（2カ月間）して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	県の事務の軽減及び経費の削減が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知）	環境省	山梨県		静岡県、徳島県	○管理票に関する国への報告書は毎年度、委託により集計業務を行っているが、本県の施策等へ反映が図られていないため、廃止により事務・経費の削減に有効である。	今年度中にとりまとめを予定している循環利用量調査改善検討会において、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含め検討を予定している。当該検討会の結果を踏まえ、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果等の取扱いについて検討する。
249	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等）	自治体が実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。 広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業者が47%、販売業38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱う動物種も最多は犬猫等の哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、動物種間でも必要とされる知識も異なる。 その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられており、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招く上に全ての事者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施に当たって大きな事務的負担となっている。 なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告で議論・検討されているが、実者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（平成22年8月～平成23年12月）で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかとの指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。	全国で共通的に周知すべき内容に関する自治体の事務負担が軽減される上に、各自治体の判断で研修の実施回数や講義内容を設定できるようにすることにより、全業種・全動物種に対して、画一的な研修会参加義務を課すのではなく、問題の多い業種・問題の多い動物種を取扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特段問題のない業種等は頻度を低くするなど、地域の実情に合わせた 効果的で効率的な研修の実施が可能となる。	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	環境省	関西広域連合（共同提案）京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市		北海道、福島県、いわき市、千葉県、新潟県、長野県、岡山県、広島県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、北九州市	○本県においても法令上の規定どおり、年1回以上、動物取扱責任者に対する研修を実施しているが、小規模とはいえ数百人を超える対象者全てを受講させるためには、個別指導も含め複数回の開催が必要であり、研修会の開催準備に加え、研修資料の作成など各担当職員に係る負担は大きい。 また、施行規則で定められている研修項目中の関係法令については、改正があった際の伝達で十分とも考えられ、さらには、立入検査や通知での情報提供でも可能であると思われるが、現行制度上、通知等の情報提供のほかに、毎年同時期の研修でも更わらない内容を提供している。 動物取扱業者にとっても、当該研修会で、自治体に対し常に新しい情報の提供を期待するところが大きいと思われるが、現行制度では自由度がなく、自治体または事業者双方に有益な研修の実施が困難であるのが実態である。 このため、法令で研修の回数や項目を規定するのではなく、地域の実情に合わせた開催が可能となるよう見直しが必要である。 ○本市においても動物取扱業の新台は、保管業者が50%、販売業者が38%、貸出1%、訓練6%、展示5%と偏りがあり、また、哺乳類以外の鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、業種間、取り扱う動物種間で必要とする知識は異なっている。 その中で、参加する事業者からは毎年、必要としている知識と講義内容が乖離しているとの声に出が寄せられており、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられていることが、研修のマンネリ化を招くとともに有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 また、独自の研修教材作成や講師の手配についても負担が大きいとの意見となっている。 ○現行の制度では、業種（業態）や取扱動物種に係らず、同一内容の研修受講を年1回、義務づけている。本県では、約2分の1以上の受講対象者が約1、数百人・会場で日程を変え実施している。また、実受講者に対しても個別講義の実施など担当職員の事務負担も大きい。 講習内容についても、各業態や取り扱う動物種が近似、多種化しており、受講者の求める研修内容についての要望も様々である。また、動物園、動物病院などには、獣医師など専門分野の高等教育を受けた有資格者もいることから、受講するものの必要性も問う意見もある。 このことより、業種別や保有する資格により、受講する研修内容や頻度を全国で統一した内容に整理し、効率的な研修を実施できるよう制度の改正が必要であると考える。	○平成17年の動物愛護管理法の改正（議員立法）において、動物取扱業（平成24年の法改正により「第一種動物取扱業」）の業務の適正な実施を確保するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し都道府県知事が行う研修を受けさせることが規定され、その規定を踏まえ、動物の愛護及び管理の適正な法律施行規則（平成18年環境省令第10号、以下「施行規則」という。）において、1年に1回以上受けさせることが等を定めている。 ○平成18年以降、国民生活センターへのペット動物相談件数はやや減少傾向にあるものの依然として毎年1,000件以上相談があり、ペットに関する事件・トラブル等はいまだ多く、今後も本研修や立入検査等を通じ、動物取扱業の業務の適正な実施を確保していくことが必要である。 ○研修内容については、現行制度においても、施行規則第10条3項第3号ニで、「イからハまでに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること」としており、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて、講義内容をアレンジすることは可能となっており、平成26年度も「イギリス」における、動物関係の実情について」、「人獣共通感染症について」、「ペットに関する消費者相談事例」等、各自治体で講義内容を蓄積し充実に努めていただいているところである。なお、平成26年度の各自治体の研修内容については、とりまとめて各自治体に情報提供しており、今後も継続して実施する予定である。 ○また、研修資料については、動物愛護法に関するパンフレットを提供するなどしているが、今後も自治体からの要望を踏まえ、必要に応じ情報提供や助言を行ってまいりたい。

環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容
	区分	分野		見解	補足資料	見解	補足資料				
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。 ○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。 ○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。 ○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。		—		【全国知事会】 関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。		機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出後の内容（充填・回収しようとするフロン類の種類等）に基づき作業が行なわれていたかどうかの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。 このように、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者により機器点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う基点となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことが効果的かつ効率的である。 適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律（新法）は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところ。新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。	5【環境省】 （1）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平13法64） 第一種特定製品の管理者に対する指導等（17条、18条、91条及び92条）の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に鑑み、つつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平25法39）附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：経済産業省）
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合（施行委任事業）の会計法の見直し	・地方自治法と会計法令で異なる規程があるため、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。 ・会計法の見直しについては、財務省へ要請しているところであるが、検討状況を踏まえ、地域の実情にあわせて事務が執行できるように下記改正案に基づく、「国立公園等整備事業実施要領（施行委任）」の改正について検討をお願いしたい。 【改正案①】 （現行） 前文（略）・・・実施する事業（以下「施行委任事業」という。）の執行については、会計法及びその他会計に関する法令によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 （改正案） 前文（略）・・・実施する事業（以下「施行委任事業」という。）の執行については、地方自治法及び地方自治法施行令、その他地方自治体で定める会計に関する規則等によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 【改正案②】 同要領において、自治体が個別に規定する会計規則等で定めている予定価格の事前公表ができる旨を記載。 【改正案③】 同要領において、地方自治法施行令167条の10第2項の規定にある最低制限価格の設定ができる旨を記載。		—		—		○施行委任の事業については、その費用が国の予算に計上されており、これを充てて行うこととなることから、地方公共団体の職員も、国の予算の執行に関する手続法である会計法令に則って執行を行う必要がある。 ○そのため、都道府県の同意を得た上で、国の会計事務を都道府県の職員が行うこととしているものであり、会計法令の規定の準用を前提に作成されている国立公園等整備事業実施要領の改正は困難である。	—
168	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	地方自治体は、国定公園や都道府県立自然公園の管理責任をも担っており、開発と保護のチェック&バランスを確保しながら保護管理はできる。 また、IUCNの保護地域管理カテゴリーに関するガイドラインには、国立公園の管理責任として、「国に加え、中のレベルの政府機関等まで拡大する事も為りうる。」と記述されており、ご指摘の「国立公園は国が保護するという国際標準から逸脱する」ということには、当ではまらない。		—		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		○国立公園を全国的・国際的な観点から管理するにあたっては、国土の生物多様性保全の観点から地域の自然環境の特徴を捉え、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行うために、判断権者から現場の職員まで統一的な考え方と能力を備え、開発利益から独立した組織により管理を行うべきである。 ○また、IUCNが定めた国立公園の定義において、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされているところ、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体に許可基準の特例を定める権限及び許可権限を移譲することは、国の環境行政機関が保護を担い開発と保護のチェック&バランスを確保することが実体上出来なくなってしまい、上述国際標準から大きく逸脱することとなってしまうことを一次回答で指摘させていただいた。 ○なお、現行制度においても、自然的、社会経済的条件から判断して環境大臣が許可基準の特例を設けることは可能であり、その検討においては従来より当該地区に関係する自治体の意見を踏まえることとしている。国と地方自治体、その他地域の関係者が協働して国立公園の管理運営を行う体制を構築することは、極めて重要であると考えており、支障事例にあがられている瀬戸内海国立公園六甲地域においても、現地に駐在する神戸自然保護官を通じて現状における課題を提案団体と共有し、六甲地域の望ましい姿について検討して参りたい。		4【環境省】 （1）自然公園法（昭32法161） 地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営については、地域の実情に応じた課題に対応するために一層の普及を図ることと、各国立公園における先進的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。
169	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止	本県の提案は、都道府県知事が自然公園法第20条第5項及び第68条2項にかかる許可にあたり、環境大臣協議に時間を要しており、迅速な対応ができないことから、法定協議を廃止すべきとの趣旨である。 鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規則第11条の3第1号及び第2号の行為について も、同様に法定協議は廃止すべきものと考える。 なお、大規模な行為の許可にあたっては、許可の判断の参考として、必要な事務的協議は当該規定に関わらず行うことになると考えている。		—		【全国知事会】 固定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣の協議については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止するべきである。		○第1次回答にあるように、「協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべき」である。 施行規則第11条の3第2号については、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定。第2次見直し）策定時の議論において、同条第1号と同様に「大規模な開発行為」に係る規定を整理されていることや、許可等の多くの行為が自治事務である国定公園制度の実態を踏まえれば、法定協議を廃止しても、都道府県知事の責任において事務執行が可能であると考えられる。 このため、第2号についても廃止した上で、法第20条第5項の「当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。	○「鳥獣害対策に係る防護柵の設置等以外の規則第11条の3第1号及び第2号の行為について も、同様に法定協議は廃止すべき」との提案団体のご指摘や、全国知事会の御意見、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえ、自然公園法施行規則第11条の3を改正し、同条第1号の規定を削除することにより、当該規定に係る環境大臣協議を廃止する方針で作業を進めてまいりたい。 ○一方、同条第2号の規定に関する行為については、自然環境に与える影響が極めて大きい行為であり、慎重な検討を要するところ、提案団体からは具体的な支障事例が示されておらず、また提案団体以外の都道府県知事の意向も踏まえるべきであることから、これらの事項を内閣府を通じて確認した上で、慎重に検討してまいりたい。 ○提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある「法第20条第5項の「当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。」との点に関しては、法第20条第5項の現行条文でも特段の支障事例はなく、上述の第2号の規定についても慎重に検討をすべきであることから、当該規定については維持することとしたい。	6【環境省】 （3）自然公園法（昭32法161） 国定公園内の特別地域における一定の行為について都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議（20条5項）については、省令を改正し、一定の要件を超える工作物の新築等（施行規則11条の3第1号）及び一定の面積を超える土地の開墾等（同条2号）を平成28年度中に協議対象から除外する。
112	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」の範囲の明確化	本提案後も、ラドン温泉器の処分に関する市民からの問い合わせがあったが、本市では適切な処理方法を助言できず苦情に発展した。さらには、当該ラドン温泉器が排出され、市はそれを処理できないまま保管するに至っている。 この要因は、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質の適切な処理方法を国が示していないことにあるといわざるを得ず、近年の放射性物質に対する市民感情を考えると、今後も、このような事例や市民からの処理方法に関する問い合わせが増加することが予想される。 そもそも本提案における低レベル放射性物質の処理の問題については、東日本大震災や原発事故に伴って生じたものではないのであるから、震災を機に放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行うにしても、できる限り早期に結論を示すべきであり、また結論が出るまでの間においても一定の対処方法を示していただかなければ、市民の安心、安全は確保できない。 したがって、関係省庁におかれては、どのようなスケジュールで対処していくのかを明示していただくとともに、それまでの間に市がとるべき対応をお示しいただきたい。		【北区】 ○廃掃法の規制対象から除外されるものであって、かつ放射線障害防止法等の関係法令においても規制の対象とならない放射性物質を含む不要物の取り扱いについて、原子力規制員会のガイドライン（平成21年6月26日「ウランヌはトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」）では、廃棄法上の産業廃棄物として処分する旨の記述もあることから、関係省庁間と見解を調整したうえで、早急に結論を示していただきたい。 【鳥取県】 ○当県を含め、提案自治体の問題事例は、特措法の対象とする福島原発事故由来の特定廃棄物に係るものではなく、今後も恒常的に発生し得るものであり、かつ現行の法制度からみれてしまい、その処理に困難を極めていることを考えると、一次回答にあるような特措法の点検のタイミングを待つのではなく、早急に検討されるべきものである。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○放射性物質及びこれによって汚染された物については、廃棄物処理法上はその性質の特殊性から、規制対象から除外され、放射線障害防止法等の関係法令においてその取扱いが規制されているところ。 ○一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故起因の汚染廃棄物については、現在、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、その処理が行われているところ。 ○このため、廃棄物処理法における放射性物質の適用除外規定の取扱いについては、他法令との関係や当該汚染廃棄物等の処理責任の整合性等の観点から精査し、検討する必要がある。 ○したがって、本提案については、改めて特措法の施行・運歩状況の点検が行われた際にその点検結果も勘案しつつ慎重に検討すべきものと考えられ、ただちに対応することが困難であることをご理解いただきたい。	6【環境省】 （4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） （ⅰ）同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定（2条）の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平23法110）附則6条に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年度までに周知する。
132	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物管理票交付状況報告書の情報提供の廃止	産業廃棄物管理票交付状況報告書については、環境省から当該報告書を集計する等により、廃棄物処理計画等の立案に活用するよう勧言されているところである。 しかし、当該報告書の内容は、①産業廃棄物の排出量、②産業廃棄物の排出場所から中間処分場所までの移動状況、③産業廃棄物管理票交付状況等に限られており、更に産業廃棄物管理票の交付を要しない自己処理については、報告書が提出されないなど、ごく限られた情報しか得られないため、当該報告書の集計結果を各種計画の立案に活用することは困難である。 よって、本県にとって産業廃棄物管理票交付状況報告書を集計しても実益はないことから、廃止により事務・経費の削減を図って頂きたい。		—		【全国知事会】 集計結果の情報提供の必要性を検証し、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 集計結果に基づくデータを活用している自治体もあることから、慎重に検討されたい。		今年度中にとりまとめを予定している循環利用量調査改善検討会において、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含め検討を予定している。当該検討会の結果を踏まえ、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果等の取扱いについて検討する。	6【環境省】 （4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） （ⅱ）産業廃棄物管理票交付状況等報告書（12条の3第7項）については、「循環利用量調査改善検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討等を踏まえ、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
249	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等）	法律上位置付けられた、動物取扱責任者と同様に試験によらず一定の実務経験から選任される資格に、食品衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者等がありますが、これらの中で、毎年研修が義務付けられているのは、動物取扱責任者のみであり、地方自治体の負担も大きいものとなっている。 ご指摘の「時間配分等を工夫すれば」とはいえ、施行規則10条3項3号のイ、ロ、ハに「研修内容が決められており、各項目にそれなりに時間を要することは自明であり、規則で規定していることは自体が地方分権の観点から問題としている。 また、国民生活センターのペット動物相談は、販売業、保管業にかかるものであり、通切に実施をしている事種も一律に受講させる必要性を認めがたく、業者への情報伝達は、例えば、①登録時、②更新時、③法改正時などに研修を実施し、その他、苦情があるような問題のある業者等には個別指導等を行うことで、法の規制は緩まず、その質の確保はできると考える。 環境省の「中央環境審議会動物部会動物愛護管理のあり方検討小委員会」のH23報告書において、動物取扱責任者研修の緩和が指摘されており、さらに、総務省が「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」の中で「規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの」として、環境省に「動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと」と勧告していることを踏まえ、研修の回数等の義務付けについて見直しを検討すべきである。 なお、全国共通の登録制度で全国一律で業界水準を上げるのであれば、環境省が研修の具体的な資料やDVDなどを作成し、全自治体へ提供すべきである。		【広島県】 ○動物取扱業者が関係する苦情、トラブル等の件数については、業種や地域により、大きく差があることから、動物取扱業者に対する指導を効果的かつ効率的に行うために、動物取扱責任者研修の受講回数については全国一律とするのではなく、各自治体が地域の実情に応じて受講回数を設定できるようにすべきと考える。 なお、本県において、動物愛護センターに寄せられた動物取扱業者に関する苦情は平成25年度27件、平成26年度8件、平成27年度9件であった。 【愛媛県】 ○平成18年以降、国民生活センターには、毎年1,000件以上のペット動物相談が寄せられているのことだが、本県における事例と同様、その大半は「返金」、「治療費の補償」、「血統証」の未送付などの契約に関するもの、及び「健康状態」などの品質に関するものであると考えられる。 このことから、これらの相談件数をもって動物の愛護及び管理の関する法律の適守状況の評価とし、一律に動物取扱責任者研修を1年に1回以上受けさせることの根拠とするのは不適当であると考える。 研修内容について、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて講義内容をアレンジすることは可能であるが、専門的知識を有する学識経験者等の招致について財政的負担が大きいことから、講師派遣に対する支援を要望する。要望する自治体への研修資料の支援について、どのような計画であるのか、今後の準備の都合もあることから具体的な内容をお示し願いたい。		【全国知事会】 動物取扱責任者研修の実施方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○動物取扱責任者研修の緩和については、自治体における個別の業者に対する監視指導等の実施状況等も踏まえ、第一種動物取扱業の業務の適正な実施を確保する観点から検討すべきものと考えている。 ○自治体の監視指導については、毎年度、動物愛護管理行政事務提要において調査しており、平成27年度の調査における自治体の監視・指導の実施率は、第一種動物取扱業施設数比で9.1%～92.9%と自治体間で実施状況に差がある。 ○環境省では、平成26年12月に実施した、第一種動物取扱業の監視指導等に関する調査で は、自治体の監視指導の計画の有無、監視指導のマニュアルやチェックリストの有無等を調査し、いくつかの自治体の例も含め、結果を情報提供しているところ。 ○ご提案を踏まえ、第一種動物取扱業の業務の適正な実施の確保の観点から、来年度に自治体における監視指導の実態把握を実施し、動物取扱責任者研修や自治体における動物取扱業者への監視指導のあり方を検討していく。 ○また、研修資料の作成については、どのような資料が必要なのか都道府県等の意向調査を実施し、来年度に作成する方向で調整していく。	6【環境省】 （5）動物の愛護及び管理に関する法律（昭48法105） 動物取扱責任者研修（施行規則10条）については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）> 団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している）	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が損失される部署であれば、反対するのではなく制度改正の必要性はあるものと考える。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。）	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで（4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで（3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前協議を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している）	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前協議を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。）	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで（4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで（3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条によれば、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時にも、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が損失される部署であれば、反対するのではなく制度改正の必要性はあるものと考える。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	○離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ると無（法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務の負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	○離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ると無（法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務の負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

環境省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容
	区分	分野		見解	補足資料	見解	補足資料				
124	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知（「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（平成27年4月1日付け））に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	－	【北海道】 ○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	－	－		○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続き簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。 ○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や損字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。 ○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。	6【環境省】 （6）半島振興法（昭60法63） 半島振興計画（3条）の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知（「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（平成27年4月1日付け））に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	－	【北海道】 ○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	－	－		○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続き簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。 ○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や損字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。 ○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。	6【環境省】 （6）半島振興法（昭60法63） 半島振興計画（3条）の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	－	【北海道】 ○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	－	－		○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 ○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【環境省】 （2）離島振興法（昭28法72） 離島振興計画（4条）の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	－	【北海道】 ○事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	－	－		○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 ○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【環境省】 （2）離島振興法（昭28法72） 離島振興計画（4条）の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）